



令和2年度国民健康保険税の税率が変わります

☎ 保険年金室(国民健康保険担当) ☎ 63-7445

※グラフの金額は表示単位未満を四捨五入して表示しています。

国保税の税率を改定

近年は、国民健康保険加入者と共に税収も減少する中、1人当たりの医療費が増加するなど、厳しい財政状況が続いています。

本市では、県下でも低い水準の国保税率をこれまで13年間据え置いて財政運営を行ってまいりましたが、今後も健全で安定した国民健康保険制度を運営していくため、国保税の税率を改定することになりました。市民の皆さまのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和2年度は税率の上げ幅を抑制

新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響を受け、令和2年度の国民健康保険税は税率の上げ幅を抑制します。令和3年度以降の税率については今後、広報なばりや来年送付する納入通知書にてご案内を予定しています。

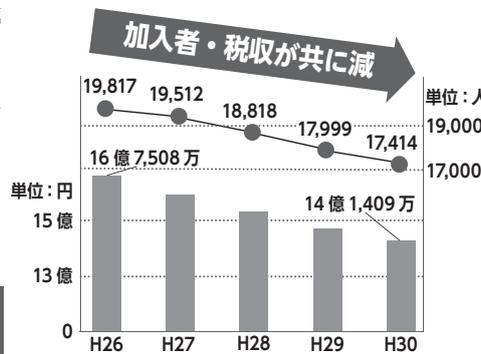
納入通知書は7月中旬に送付

国民健康保険税の内訳は「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」の3つの区分に分かれ、それぞれの「所得割額」「均等割額」「平等割額」の合計金額により算出されます。

改定後の税率により算出した令和2年度国民健康保険税の納入通知書は7月中旬に送付します。

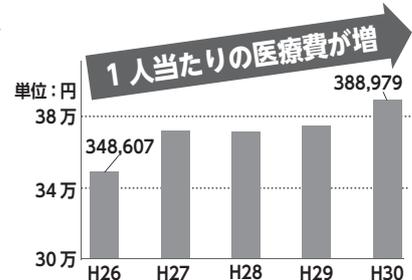
病気の早期発見や医療費抑制のためにも「特定健診」「がん検診」

健(検)診から病気が発見されても早期なら治療費は少なくて済みます。がんや生活習慣病などの病気を重症化させず、早期発見・早期治療につなげるためにも、年に一度は特定健診やがん検診を受診しましょう。



名張市国民健康保険加入者数と国保税の収入額の推移

近年は加入者と税収が減少する一方、1人当たりの医療費が増加傾向にあり、税率の見直しを行うことになりました。



加入者1人当たりの医療費(年間)

令和2年度国民健康保険税の税率 ()内の数字は改定前の税率・額です

	所得割額(加入者の所得に応じて計算)	均等割額	平等割額	課税限度額
国民健康保険税	医療分 〔前年中の総所得金額-33万円〕×8.22% (7.12%)	24,600円×加入者数 (23,900円)	23,100円 (23,000円)	63万円 (61万円)
	後期高齢者支援金分 〔前年中の総所得金額-33万円〕×2.58% (1.78%)	8,400円×加入者数 (6,100円)	7,800円 (6,000円)	19万円 (19万円)
	介護分 〔前年中の総所得金額-33万円〕×2.14% (1.70%)	9,300円×加入者数 (7,700円)	5,500円 (4,500円)	17万円 (16万円)

◎介護分は40歳~64歳の加入者に課税されます。

軽減制度について(申請不要)

前年中の総所得が一定以下の世帯は、国保税の内、医療分・後期高齢者支援金分・介護分それぞれの均等割額・平等割額に対して7、5、2割の軽減が適用されます。

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
前年中の総所得	33万円以下	33万円+(被保険者数×28.5万円)以下	33万円+(被保険者数×52万円)以下

非自発的失業者 国保税軽減について

倒産や雇止めなどで離職し、雇用保険を受給する人は、国保税が軽減される場合があります(要申請)。詳しくは、問い合わせ先へ

5月から市立病院の初診・再診時の選定療養費が変わります

令和2年度の制度改正により、令和2年5月1日から、医療機関の役割分担を推進するため、紹介状をお持ちでない初診などの際にご負担いただく選定療養費の額が変わります。

■紹介状なし初診 1,100円→5,500円
対象 当院をはじめ受診される、または、前回治療を終了後に受診される場合で紹介状をお持ちでない人

※救急搬送は対象外。内科は完全紹介制です

■他院紹介後の再診 負担なし→2,750円
対象 当院での治療を終え、他院(かかりつけ医)紹介後に、患者の希望により当院を継続して受診する人

☎ 市立病院 医事経営室 ☎ 61-1100(代表)

4月から市民税非課税世帯の介護保険料を引き下げます

☎ 介護・高齢支援室 ☎ 63-7599

令和元年の消費税率引上げに伴い、65歳以上で世帯全員が市民税非課税の人(所得段階第1~第3段階)の介護保険料が令和2年4月から引き下げられます。

所得段階	対象者	年間保険料額(令和元年→2年度)
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	24,570円 → 18,900円
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額が80万超120万円以下の人	35,910円 → 26,460円
第3段階	合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	51,030円 → 49,140円

◎保険料額は、普通徴収(納付書または銀行引落)の人は4月10日に送付する仮徴収額決定通知書、特別徴収(年金天引き)の人は7月中旬ごろに送付する保険料額決定通知書にてご確認ください。